

宮崎県告示第 677号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る平成23年6月16日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第122号に基づく水域の範囲を次のとおり定め、平成24年8月13日付け宮崎県告示第559号は、廃止する。

なお、河川については、河川法（昭和39年法律第167号）に基づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している。

平成24年10月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 一ツ瀬川水系の本流及び支流。ただし、杉安ダム、長谷ダム及び寒川ダムから上流の区域は除く。
- 2 大淀川水系の本流及び支流。ただし、古賀根橋ダム、綾南ダム及び広沢ダムから上流の区域は除く。
- 3 五十鈴川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の本流及び支流
- 5 耳川水系の本流及び支流。ただし、塚原ダム、宮の元ダム及び諸塚ダムから上流の区域は除く。
- 6 安楽川水系の本流及び支流
- 7 小丸川水系の本流及び支流。ただし、川原ダムから上流の区域は除く。
- 8 鳴子川水系の本流及び支流。ただし、門川防災ダムから上流の区域は除く。
- 9 五ヶ瀬川水系の本流及び支流。ただし、三ヶ所取水堰、西畑ダム、浜砂ダム及び下赤ダムから上流の区域は除く。
- 10 広渡川水系の本流及び支流。ただし、広渡川砂防ダム、日南ダム、黒荷田川砂防堰堤及び宿野頭首工から上流の区域は除く。